

告 示

埼玉県告示第十九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一

東京都千代田区神田練塀町三番地

（変更後）東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠

東京都千代田区神田練塀町三番地

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

二 届出年月日

令和二年九月十八日

三 縦覧期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課